

# 藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度

大きな地震等により塀が倒壊すると、人身への被害だけでなく避難や救助活動にも支障をきたす恐れがあります。

藤沢市では、地震等による災害を未然に防止するため、道路に面する危険なブロック塀等の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助します。

## 1. 補助の対象となるブロック塀等

- (1)長さ1 mかつ道路からの高さが1 mを超えるもの
- (2)擁壁の上にあって、長さ1 m、擁壁を含む道路からの高さが1 mを超えるものかつブロック塀等の高さが60 cmを超えるもの

- ・市内の戸建て住宅に附属して道路に沿って設置されているブロック塀等。
- ・藤沢市津波避難計画に定める津波避難路に面している共同住宅や駐車場等に付属するブロック塀等。

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、石積塀等又はこれらを組み合わせた塀

※擁壁：土が崩れないようにするため、土圧のかかっている構造物

## 2. 補助の対象となる工事

- (1)ブロック塀等を撤去する工事
- (2)ブロック塀等の道路からの高さを40 cm以下に減じる工事
- (3)上記(1)または(2)に続いて、安全な工作物等に改修する工事

※安全な工作物：フェンス、生け垣、四ツ目垣、竹垣など

※前面道路幅員が4 m未満の場合や擁壁上のブロック塀についてはご相談ください。

(4ページ目を参照)

## 3. 補助申請ができる方

- (1)ブロック塀等がある市内の戸建て住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している者(1親等の親族の場合も含む)または、藤沢市津波避難計画に定める津波避難路に面しているブロック塀等で共同住宅や駐車場等に附属しており、これらを所有している者。

(不動産業等の法人は申請できません。)

- (2)市税の滞納がない者。

## 4. 補助金額

補助対象工事費(消費税込)の2分の1(上限額30万円。千円未満切捨て)

※但し、藤沢市津波避難計画に定める「津波避難路」沿いのブロック塀等については、補助対象経費の4分の3(上限額45万円)となります。

## 5. 注意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は補助の対象外となります。

- ① 販売や収益を目的として整地や解体等をする際にブロック塀等の撤去を行う場合
- ② 補助金交付決定の前に工事着手している場合
- ③ ブロック塀等に対して、他の助成や補償を受けている場合(狭あい道路整備事業等)

(2) 補助金を利用して設置した安全な工作物等は、原則として設置後5年間は譲渡や処分等はできません。

## 6. 令和8年度 手続きの流れ

(1) 事前相談 ※防災政策課までお問い合わせください



(2) 補助金交付申請書提出 (申請者本人)

受付期間：2026年(令和8年) 4月13日(月) から  
2026年(令和8年) 12月28日(月) まで

(土・日・祝日を除く)

時間：午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場所：藤沢市役所本庁舎7階 防災政策課

(市民センター郵送、FAX、メールでは受付できません)

必要書類：3ページ目をご確認ください

※先着順にて受け付け、予算の範囲を超えた場合は受付終了となります。その際はホームページ等でお知らせします。



・補助金交付決定通知 決定通知を受けた後に契約・工事着手をして下さい



(3) 工事着手 工事を変更・中止する場合は、変更・中止承認申請書(第4号様式)を提出してください



・工事完了



(4) 完了届兼実績報告書提出 (必要書類は3ページ目をご確認ください)

※工事完了の日から起算して30日を経過した日または、2月15日のいずれか早いほうまでに、提出してください



・書類審査及び現地確認 報告書提出後、約2週間を要します



(5) 請求書提出



・補助金の受け取り 約1か月後に指定された申請者本人口座に振り込みます

**◎補助金交付申請書提出に必要な書類**

- ・藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助金交付申請書(第1号様式)
- ・申請者の住所を確認できる書類(免許証、マイナンバーカード等)の写し
- ・案内図
- ・配置図(周囲の道路幅員がわかるもの)
- ・施工前のブロック塀等の平面図、立面図及び写真
- ・施工業者の見積書の写し(安全対策工事に係る金額がわかるもの)
- ・固定資産(家屋)評価証明書または家屋に係る補助金交付年度納税通知書(課税明細書含む)の写し
- ・市税の納付状況確認同意書(第2号様式)
- ・安全対策工事の平面図、立面図、断面図(撤去のみの場合は不要)
- ・居住者と所有者の続柄がわかる戸籍抄本(居住者と所有者が異なる場合のみ)

等

※申請書等の指定用紙は、防災政策課、市民センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

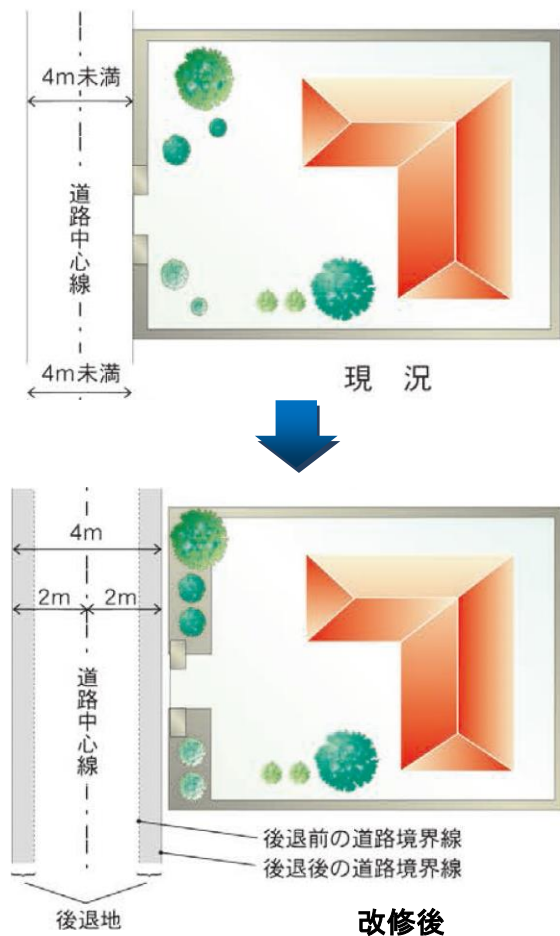
**◎完了届兼実績報告書提出に必要な書類**

- ・藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助金完了届兼実績報告書(第6号様式)
- ・施工後の平面図、立面図及び写真
- ・全景写真(施工前、施工中、施工後)
- ・施工業者との契約書(請負書、発注書等)の写し
- ・施工業者の領収書の写し

等

※報告書である指定用紙は、防災政策課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

### ○前面道路の幅員が4m未満の場合



藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度では、幅員が4m未満の道路に面したブロック塀を改修する場合、新たなフェンス等は所定の位置まで後退して設置してください。

(ブロック塀の撤去のみの場合は除く)

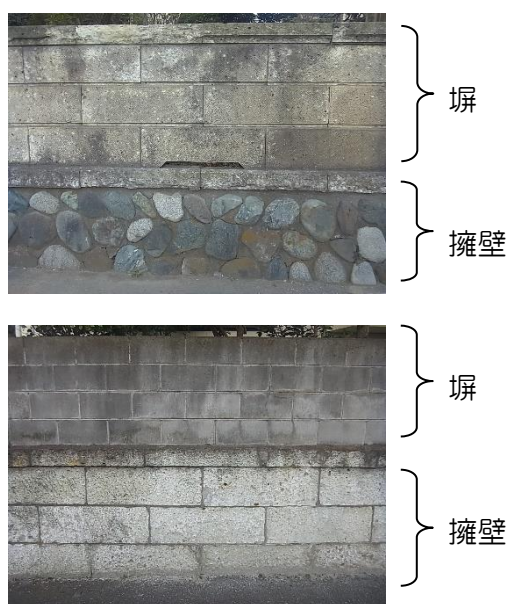
なお、藤沢市では、上記補助制度とは別に、市道を4m以上に拡幅し整備することにより生活道路の機能向上を図ることを目的として、

- ①後退工事費の補償
- ②後退地等の整備
- ③後退地等の取得や使用を行う「狭あい道路整備事業」もあります。

(所管課：道路管理課狭あい担当)

※上記の制度は、重複して利用することはできません。

### ○道路と敷地に高低差がある場合



補助を受けて石積み擁壁、ブロック擁壁等の上に建つブロック塀等を改修する場合は、あわせてコンクリート製の安全な擁壁に改修してください。



◎この補助制度に関するお問い合わせは、  
防災安全部 防災政策課 (本庁舎7階) まで  
TEL 0466-50-8380

## 藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助金 よくある質問

### <手続きについて>

#### Q1: 交付申請書はどこで配布しているのか？

A 1 : 防災政策課、各市民センターの窓口で配布します。  
また、市ホームページからもダウンロードできます。

---

#### Q2: 申請書の提出先は？

A 2 : 藤沢市役所本庁舎（藤沢市朝日町 1-1）7階の防災政策課となります。書類審査の都合上、各市民センター、FAX、メールでは受付できませんのでご注意ください。

---

#### Q3: 代理人による申請はできるのか？

A 3 : 事前に【防災政策課】へご相談ください。

---

#### Q4: いつでも申請できるのか？

A 4 : 申請受付は先着順で、予算範囲を超えた場合は受付を終了します。

---

### <対象工事について>

#### Q5: ブロック塀等が面する道路は、公道ではなく私道でもよいのか？

A 5 : 不特定多数の人や車が自由に通行できる状況になっている道路であれば、公道・私道は問いません。しかし、私道については特定の住民のみが通行する通路等に面するブロック塀等は対象外となります。

#### Q6: 幅員4m未満の道路に面しているが補助の対象になるか？

A 6 : 補助の対象となりますが、安全な工作物等を設置する際は、道路幅員を確保するために道路後退が必要となる場合があります。その築造位置については、建築指導課と調整をお願いします。また、道路管理課が所管する「藤沢市狭あい道路整備事業」とこの補助制度を重複して申請することはできません。詳しくは防災政策課までお問い合わせ下さい。

---

#### Q7: ブロック塀等が門柱や道路に面していない部分と一体の場合、補助の対象は？

A 7 : 道路に面する部分のみが補助の対象となります。一体で工事を行う場合は、見積書を分けるか、補助対象部分が判別できるように書類を作成してください。

---

#### Q8: 共同住宅や駐車場のブロック塀等は補助の対象になるか？

A 8 : 対象にはなりません。しかし、津波避難路に面している場合は、所有者が申請を行えば対象となります。不動産業等の法人は補助対象にな

りません。

---

**Q9:親が所有する戸建て住宅に居住しているが、補助対象者か？**

A9 :所有者と居住者が1親等の親族の場合は、当該住宅に居住していなくても所有している方が申請できます。その際は、戸籍抄本など1親等であることを証明する書類を添付してください。

---

**Q10:借地上の戸建て住宅を所有しているが、補助対象者か？**

A10 :戸建て住宅の所有者であれば、自己所有地、借地は問いませんが、塀の改修については、事前に土地所有者とご相談のうえ申請してください。

---

**Q11:家の前の道路が津波避難路であるのかわからない**

A11 :防災政策課、各市民センターの窓口または市ホームページでご確認ください。

---

**Q12:自分で工事を行う場合、材料費等は補助の対象になるか？**

A12 :対象にはなりません。

---

**Q13:工事が既に終わっている又は開始している場合は補助の対象になるか？**

A13 :対象にはなりません。

---

**Q14:工事はいつからできるか？**

A14 :市から交付決定の通知を受けた後に工事着手できます。決定通知前に着手した場合、補助の対象外となりますのでご注意ください。

---

**Q15:工事の期限はあるか？**

A15 :ありません。しかし、工事完了後に提出していただく「完了届兼実績報告書」の提出期限は、工事完了の日から起算して30日を経過した日または、2月15日のいずれか早いほうです。期限を過ぎると補助金の支払いができませんのでご注意ください。

---

**Q16:業者を紹介してもらえないか？**

A16 :市では紹介しておりません。お近くの事業者か、市内の施工業者の組合等にご相談ください。

---

**Q17:ブロック塀等の撤去のみが補助対象でフェンス等の設置工事費が対象外の場合、自費にてフェンス等を付けてよいか？**

A17 :安全性が確認されない部分に設置することは認めておりません。また、セットバックが必要となる場所に設置した場合には補助金を返還していただく可能性がありますのでご注意ください。

---

以上

【対象者チェックリスト（藤沢市危険ブロック塀補助金）】

全部 YES なら、【対象者フローチャート（藤沢市危険ブロック塀補助金）】へ

★本制度は、地震等が発生した際等に、ブロック塀等が倒壊した場合、人身への被害だけではなく、避難や救助活動に支障をきたす恐れがあるため、これを回避するため実施しております。

- ① 市税の滞納がない。
- ② 販売や収益を目的としていない。
- ③ 不動産業者等の法人ではない。
- ④ 工事に着手していない。
- ⑤ 他の助成や補償を受けていない。
- ⑥ 過去に同一の敷地内において、本補助金を利用したことがない。
- ⑦ 設置の日から起算して5年を経過するまで、処分等を行わない予定。
- ⑧ 申請年度の2月15日までに完了届兼実績報告書を提出できる。
- ⑨ ブロック塀が道路に面している（隣地との境は補助対象外です）。
- ⑩ 道路に面しているブロック塀すべてを撤去する。 ※1
- ⑪ ブロック塀がある市内の戸建て住宅（家屋）を所有している。 ※2
- ⑫ 住宅（家屋）の所有者でかつ居住している。 ※3
- ⑬ 道路幅が中心線より“2m”ずつの計“4m”以上ある。 ※4
- ⑭ 対象のブロック塀の高さ及び長さ（横幅）が「1m」を超えている。 ※5

- ※1 ブロック塀等の高さを0.4m以下にする工事も対象。
- ※2 津波避難路に面している場合は、共同住宅や駐車場等でも対象。
- ※3 1親等（両親、子のみ）以内の親族の居住でも可。
- ※4 ふじさわキョウマップの【指定道路】及び【道路台帳平面図】にて確認。対象にならない場合、建築指導課にて“道路狭あい事業（セットバック）”の相談をしてください。別紙：建築基準法による道路種別を参照

【指定道路】	【道路台帳平面図】
道路区分が確認できる。	実際の寸法が確認できる。

なお、私道でも人や、車が自由に通行できる状況であれば、対象（未舗装含む）ただし、特定の住民のみが通行する通路は対象外。ただし、行き止まりでも幅員が6m以上であれば対象。また、展開場所あれば対象。その際は防災政策課にご相談ください。

- ※5 擁壁の上に築造されている場合は、ブロック塀の高さが0.6メートルを超え、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが1メートルを超えるもの（要綱第2条第1項）フェンスと塀が接続しており、かつ連続している場合は塀の長さが「1m」以上あれば対象。

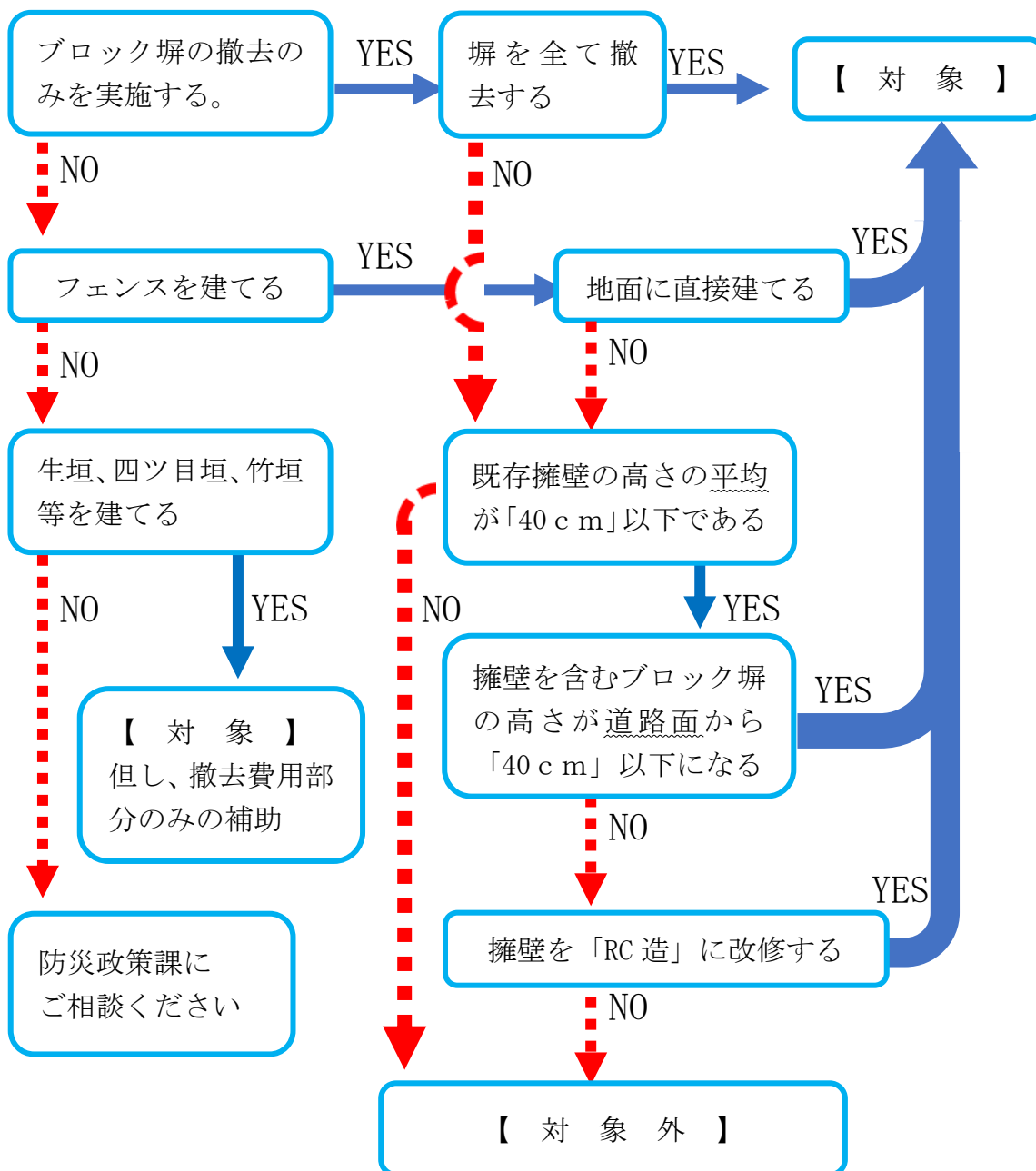
【対象者フローチャート（藤沢市危険ブロック塀補助金）】

【用語】

ブロック塀：コンクリートブロック、万年塀、石積塀等またはこれらの複合。

擁壁：土圧がかかっている部分。

—————  
 → : YES      → : NO



- ・敷地内に折れ込んでいる塀に関しては、既存の塀の高さと同等までは対象。
- ・門柱は対象外ただし、ブロック塀に接続している門扉は対象。
- ・ブロック塀に含まれるポスト、インターフォン等の撤去及び新設は全部対象。

ご不明な点がございましたら「防災政策課」までお問い合わせください

## 建築基準法による道路種別

名称（通称）	内容	関係法令	可否
・1項1号道路	・道路法による道路で幅員4メートル以上のものです。 ・道路法による道路であっても、形態が存在しない場合や幅員が4メートルに満たない場合は、建築基準法上の道路に該当しない可能性があります。	法第42条第1項第1号	○※1
・1項2号道路	・都市計画法、土地区画整理法、旧宅地造成事業に関する法律等の法令により許認可を受けて築造された道路で幅員が4メートル以上のものです。	法第42条第1項第2号	○
・1項3号道路	・基準時（建築基準法施行時）に現に存在し、一般通行されていた幅員4メートル以上の道です。	法第42条第1項第3号	○
・1項4号道路	・道路法、都市計画法、土地区画整理法等の法令により築造予定の道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものです。	法第42条第1項第4号	△※2
・1項5号道路 ・位置指定道路	・土地を建築物の敷地として利用するために築造する幅員4メートル以上の道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたものです。 ・位置指定道路の築造等については、建築指導課窓口でご相談ください。	法第42条第1項第5号	○
・2項道路	・基準時に現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁が指定したものです。	法第42条第2項	△※3
・3項道路	・土地の状況に因りやむを得ないため、特定行政庁が中心後退の幅を個別に指定している道路のことです。 ・藤沢市においては、江の島にて指定されています。	法第42条第3項	△※4
・法外の道	・建築基準法に規定されていない道です。 ・現況が道路状の形態であっても、上記の規定に当てはまらないと建築基準法以外の道ということになります	建築基準法以外の道	△※5
・特定通路	・法43条2項2号で許可された通路	法43条但し書 (43条2項2号)	△※6

※1	藤沢市には一部現況幅員が4m未満の1項1号道路が存在します。これらの道路は、幅員4mの藤沢市道として取り扱われていたものの、現況幅員が4m未満となっているものです。これらの道路について「復元が必要な1項1号道路」として取り扱い、当該道路に面して建築する場合には、原則として藤沢市が示す中心線から中心後退にて4mの幅員を復元するものとしております。
※2	防災政策課にご相談ください。
※3	道路後退位置が明確になっていれば、撤去のみ又は生垣等であれば、対象になる可能性があります。道路後退の考え方等については、建築指導課。道路狭あい事業については道路管理課にご相談ください。
※4	確定している場合は対象。未確定の場合は建築指導課にご相談ください。
※5	藤沢市道として認定おり、道路境界が確定している場合は対象。未確定の場合は道路管理課にご相談ください。
※6	防災政策課にご相談ください。